

## 第 50 回宇宙安全保障部会 議事録

### 1. 日時

令和4年 10 月 27 日(木)10:00～12:00

### 2. 場所

内閣府宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

### 3. 出席者

#### (1) 委員

鈴木部会長、片岡部会長代理、青木委員、石井満委員、石井由梨佳委員、遠藤委員、久保委員、白坂委員、新谷委員、名和委員

#### (2) 事務局

宇宙開発戦略推進事務局 河西局長、加藤参事官

#### (3) 関係省庁

外務省総合外交政策局 宇宙・海洋安全保障政策室 塚田室長  
防衛省防衛政策局戦略企画課 田邊課長

#### (4) 有識者

中曽根平和研究所研究顧問、防衛大学校非常勤講師 長島純様

### 4. 議事要旨

(1) 議題(1)「宇宙空間の安定的利用の確保・責任ある行動と防衛部門の役割」について、青木委員から資料1に基づき説明いただいた後、次のような議論があった。(○:委員からの意見等)

○石井満委員 防衛部門に求められる能力というように少しまとめていただいているのですが、1番の方は防衛省もいろいろこういった活動をどんどん進められているというように認識しております。

2つ目の所のASATや接近物体による準ASATへの対抗措置能力、これは先ほど最後にお話しされましたけれども、ちょっと言い過ぎなのかもしれませんが、この次の議題にも関係してくるかもしれませんが、例えばロボットアームつきの衛星を我が国として軌道に置いておくとか、使わないで置いておく。抑止能力として。こういったものもイメージ的には入ってくるのか、あるいはこの均衡性を逸脱するようなレベルのものなのか、その辺の御意見を頂ければと思いました。

○青木委員 御質問ありがとうございます。

ロボットアームを持つもの、また、通常兵器を放出することができるものも含めて持つべきではないかという趣旨で申し上げました。

○石井満委員 ありがとうございます。

○石井由梨佳委員 衛星攻撃兵器の規律に関する所なのですが、今日お話しいただいていた所なのですが、武力紛争時の衛星攻撃をどのように評価したらよいのかというのが質問の趣旨です。

ジュネーブ条約第一追加議定書においては、国際武力紛争においては、衛星がその性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資するものであって、その全面的又は部分的な破壊、奪取、無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものであれば攻撃してよいということになっておりまして、この規則が宇宙空間においても適用されるとなれば、衛星が攻撃の対象になるということも考えられるわけです。

実際に2019年に民間の学者が集まって採択した武力紛争法に関する選定されたトピックについてのオスロ・マニュアルでも、軍事行動に効果的に貢献する通信衛星や商業用地球画像システム等は軍事目標になると言っているわけです。さらに、今回のロシア・ウクライナ戦争においてもロシアが米国の事業者の衛星をサイバー攻撃するなどしてウクライナやドイツにおいて通信障害が出たところ、まず、アメリカとかEUはこの行為をもちろん非難してはいるのですが、国際法違反とはしていないという点や、ロシア自身も衛星は軍事目標になるのだと言ったりしているわけです。

お伺いしたいのは、こういった場合に武力紛争時は議論の射程から外れているということなのか、あるいは衛星攻撃を規律する流れが武力紛争時においても影響をもたらすのか、その点についてお伺いできれば幸いです。

○青木委員 今、おっしゃっていたのは第一追加議定書 52条2項の所だと思いますけれども、当然、軍事目標になった場合には国際的武力紛争が開始以後のことであれば、軍事目標であれば均衡性を持つ攻撃を受けてもやむを得ない、物理的な破壊も国際法上、合法だということになるかと思えます。

また、一步進んで、58条のほうだったでしょうか。攻撃を受ける側に近いと思いますが、軍事目標物を民用物の側に置かない。つまり、ホステッドペイロードなどの場合、センサーの場合などですが、商用衛星で平和利用の衛星、しかし、軍用のセンサーを搭載しているというものについても、むしろ国際的武力紛争になった場合には第一追加議定書の違反になる。それがゆえに軍事目標となってしまうということもあるだろうと思えます。

ここでの御質問は、その国際的武力紛争が始まった時に宇宙条約等はどこまで維持されるのかということにも関係するのだと思われまますが、2011年の国際法委員会の報告でもあるように、あれはたしか国際的レジームを作るような条約であったり、多国間の立法条約である場合には武力紛争時にも適用が継続、そして、宇宙条約はそのような条約だと思われまします。ただ、宇宙条約の全てが国際的武力紛争時に適用され続けるのか。例えば宇宙の領有禁止のような所は当然適用され続けると思われましますが、全てがそうなのかということになってくると分かりませんから、一つ一つは見ていかなければいけないと思われまします。

御質問に単純に答えますと、軍事目標になる。今日は武力紛争が始まる以前のことだけをお話しいたしましたという回答になります。これで答えになっておりますでしょうか。

○石井由梨佳委員 はい。ありがとうございます。

○久保委員 最近のロシアによるウクライナ侵略に見られますように、どんなに国際法で頑張っても露骨に無視してくる国はありますので、要するに国際法的な努力は余りに立たないのではないかという意地悪な意見もあるかと思うのですが、私自身はそうは思っていない、やはり守る国と守らない国、規範を重視する国と重視しない国をより明確化していき、守らない国に対して道徳的な批判を強めていくというのは結構大事なことだと思っています。

そういう文脈で、これは例えば今、アメリカの大使で日本にいるエマニュエル大使が選挙の実践のアナロジーで、あの人は民主党ですけれども、共和党の保守派を自分に投票してくれるように説得しても絶対無理だと。だけれども、共和党の穏健派とか無党派の人は入れてくれる可能性がある。彼が自分で使った言葉で、パスウエー・ザ・パスウエーダブルという言葉を使ったことがあるのですけれども、そういう文脈で先ほどお話が出たASEANの国とかラテンアメリカの国々とか、今、結構揺れている国とかなんかをさらに日本やアメリカの方に来てもらうためには、具体的にはどの辺の外交努力あるいは安全保障を絡めた努力も必要かもしれませんが、どの辺りの努力が必要というようにお考えでしょうか。これが質問です。

○青木委員 今、アメリカが進めようとしている規範は、見方によっては得手勝手なものとも見えると思うのです。もう弾道ミサイルを使った衛星破壊実験をしないということは、アメリカはもう既に30回ぐらいやっていますし、ほかの国にはやらせない。弾道ミサイルを使うものでなければ、宇宙から宇宙であればできますし、サイバー実験もできる。自分がやって確立したらほかの人はやってはいけない。これがすばらしい宇宙の規範だと言っても、ラテンアメリカ諸国や新興の宇宙活動で強くなっていくことを目指しているアジア諸国、広くNAM諸国などはすぐにはそうですね、これはやはり全体的にはいい規範ですからと言えないと思います。

そういう所で日本がそうであったとしても、これが広く衛星破壊とデブリをもたらし、衛星破壊によって多数のデブリが出ますから、宇宙の将来世代に向けて宇宙空間を維持するために重要なのだということを説得し、また、衛星を攻撃から免除するという規範がその後広くできれば、いざ国際的武力紛争になっても衛星の物理的破壊はしないというルールが一般の武力紛争の法とは別に作ることができるかもしれません。そういうものに向けての第一歩なのだということを日本であれば説得できる。そのような場として、まずアジア、ASEAN地域フォーラムでは何らかのワークショップをまずは開くとか、具体的な暫く続く会議間の作業部会を設けるとか、ラテンアメリカの方であれば日本のラテンアメリカ・カリブ海を担当していらっしゃる外務省の方をお願いをしてアウトリーチの何か会合を開いていただくというような所から始められるのではないかとこのように思いました。

○久保委員 どうもありがとうございました。

○鈴木部会長 今の点で言いますと、ARFとか、あと東アジアサミットでは、かつてEUが進めようとした国際行動規範の時にかなり積極的に日本も含めてこの東南アジア諸国への働き掛けというのはやられていた経験があって、それはインフラとしては残っているとは思いますが、今、やはりこの東アジアサミットとかARFというような枠組み自体が中国とアメリカの間で板挟みになっているみたいなのがあって、その辺の立場を作るのが難しい所も多少ありつつ、先ほど青木先生がおっしゃ

ったようにアメリカだけが主張するとどうしてもアメリカの利害というのが前面に出てきてしまう。他方で、日本は弾道ミサイルによるASATというのをやってないので、その国がやはり宇宙の規範を作るべきだということで主張することというのは別の論理として、このデブリを作らないということがより重要な価値なのだということを示す、そういう機会にもなると思うので、その意味では今、青木先生がおっしゃったように日本の役割というのは、そういった規範力というのでしょうか、規範を広げる役割としての存在価値というのがあるのだろうなというようには思います。

なので、いろいろなチャンネルはまだあるのですが、やはり現在の国際情勢の中でこうした難しさというのも当然あるので、そのの所をいかにして規範、ルールに基づく国際秩序というのをどうやってつくっていくかというのが日本の外交の課題ということになるのかなというようには思います。

○名和委員 一番最後のサイバー活動の件、このサイバー活動がテクニカルなイシュー(課題)のように読めておまして、どの領域までサイバー活動を想定脅威として均衡を持つ行動というようにされているのか、そこをお伺いしたいなと思います。

○青木委員 単なる電子戦のようなものとかジャミングのようなものを超えて、宇宙システムのコンピュータ部分のどこかに入り込んでそれを乱すものということ、悪意あるサイバー行動一般のことを考えました。

○名和委員 分かりました。ありがとうございます。

この部分をもっと発展していただきたいなと思っています。また、将来の国益を守るためということなのですが、宇宙システムには人間も含まれていると認識しています。人間に対するCognitive Warfareというのは最近かなり活性化しているというようにありますし、日本でも特定の中華系ニュースが日本に対する意見を2つに分けたりという所も観測されています。論文も幾つか出ているのですが、したがって、この均衡を持つ行動を取ること自体を阻害させる宇宙システムに対する行為というのが大いに考えられているというように思っていますので、日本のようにこれをやれば何とかなるではなくて、それをやること自体ができなくなるということを想定した準備を進めていただきたいなと思っています。

○青木委員 そのとおりだと思います。ありがとうございます。

○鈴木部会長 御質問させていただきたいのですけれども、一番最初の質問にもあったと思うのですけれども、民間アセットを防護するというのは今、アメリカでも課題にもなっているのですが、アメリカではもう既に宇宙軍の役割として、軍事的なコンフリクトの時、いわゆる有事の際に民間アセットが攻撃された場合の防護は国が責任を持つべきであるというようなことがこれから議論になってくるのではないかと。そういうことを踏まえてスペースフォースとして何ができるというのを今、議論が始まったところなのですけれども、こうしたやはり防衛、今日のお題が防衛部門に求められる役割という話でもあるので、では、日本の場合、それは自衛隊がもしそういう任務を得るとすれば、日本として何ができるのかということについて、もし何か御意見があればお伺いしたいなというように思います。

○青木委員 宇宙のいわゆる安全保障を扱っている人たちと武力紛争法を扱っている人たちの考え方はものすごく異なり、武力紛争法の国際赤十字委員会的なところにいる人たちの考え方を厳

格に詰めていきますと、最大の原則は区別原則ですから、民用物、文民と軍事目標の区別ですから、民間アセットの防護自体が、既に第一追加議定書の大きな違反になるという結論にもなるだろうと思うのです。

ただ、今、多くの国といいますか、軍事大国はそちらの方にはかなり進んでいる。ロシアはちょっと違うかもしれませんが、進んでいますので、武力紛争法を宇宙に限っては特別条約で変えていく可能性もあるのだろうと思います。ですから、日本はどちらになってもいいように、自衛隊がまず高めるべきは自衛隊の保有する自衛隊のアセットを自衛隊が守るということで、あくまでも軍事目標にしておくことは資源があれば望ましいのだろうとは思いますが。ただし、ホステッドパイロードなども進んでいますから、日本も武力紛争法を変えるということに進んでいくほうが利益を受ける勢力側の国なのだろうというように思います。その第一歩がアメリカの提案にくみすることかなと、遠いですが、思った次第です。

○鈴木部会長 中国がNAM諸国の影響で立場を変えるというのは、LTSガイドラインもそうだったのですよね。最後、中国が強硬な姿勢を取っていたのだけれども、NAM諸国が結構中国に対して何でそんなに頑張るのだみたいなことを言って、それで大分中国の立場も柔軟化したという所もあるので、そういう影響は多少なりともあるのかなというように思います。

(2) 議題(2)「宇宙安全保障における「抑止」の考え方(民間衛星も考慮に入れて)」について、中曽根平和研究所研究顧問で、防衛大学校非常勤講師の長島先生から資料2に基づき説明をいただいた後、次のような議論があった。(○: 委員からの意見等)

○片岡部会長代理 非常に全般が包括的にまとめられているので、また改めて理解することができたというように考えています。日本の安全保障ですけれども、脆弱性とかいろいろな準備をしておく事項が一杯で、これから抗たん性の強化とかいろいろあると思うのですが、どうなのでしょう。その前に宇宙における我が国の宇宙安全保障の原則みたいな、宇宙における自衛権とか、それから、集団安全保障。先ほどの拡大抑止、これはアメリカとの拡大抑止になると思いますけれども、集団安全保障が宇宙で成立するのかとか、それから、日米安全保障条約が宇宙で適用できるのか等を含めて、この原則的な宇宙における安全保障の基本みたいな所をなかなか整備しておかないと、その次のステップへ進んでいかない、いくことができないのではないかなと。

そして、それを宇宙における自衛権を我が国は保有するということを宣言する、明示する必要があるような気がする。その辺、どうしようとお考えかということと、それから、民間アセットの防護という所ですね。これは非常に難しい議論が行われると思うのですが、アメリカなんかはこれが指揮管理システムでJADC2というもので、それがもう本当に戦いの戦力運用の原則的、基幹のネットワークになるのですけれども、そこは民間衛星を使うということになると、その民間衛星、多分使うのだと思います。民間衛星を使うというのは、それを防護しないと何も意味がなくなってしまうということなので、その商用衛星なり民間衛星を防護すべきだと思うのですけれども、先ほど防護すると逆にリスクが高まるという話があったので、その辺、ちょっとお考えを説明していただけるとありがたい

というように思います。

○長島氏 やはり宇宙における自衛権、アメリカとの拡大抑止という点について言うと、私、宇宙だけではなくて、ほかのいわゆる新領域、要するに今、防衛省・自衛隊の積極的に予算を付けて人も増やして装備もやっていますが、私からすると、やはり日本ではあれなのですけれども、ほかの海外の人と話すと、話がかみ合わない所があるのですね。なぜかという、我々、どうしても考え方がハードウェアを整備することによっていろいろ相互運用性というのを持っていく。当然、日米同盟の中で言うと、やはりアメリカと要するにつながる装備品を持って一緒に戦うのだということをやっていたのですが、新領域については、どちらかという戦うものよりも考え方の部分が重要だと思うのですね。

彼らのドクトリンと考え方と我々の考え方をある程度整合性を取っておかないと、実際にいろいろな対処、例えばアトリビューションを考えたりとか、情報共有したりする時に同床異夢になる可能性が非常に強いなと思っていて、そうすると、やはり共通の言葉は何だろうというのを申しますと、まさに戦略なのかなと思っています。宇宙戦略というもので、要するに我々がそれをある程度、我々、日本としてはこうするのだということを明確なビジョンと考え方と具体的な手段というものを作って公開できる部分、できない部分はあると思いますけれども、それを世界に向けて発信しておかないと、例えば極端な話を言うと、では、ハンガリー、チェコと宇宙協力する時にお互い全然合わないわけですね。そういうことで、そういう準備をするためにやはり私は宇宙戦略というものをある程度日本として整備しておくのが必要なのかなというように思っています。

あと最近、10月になってから非常に海外から欧州の関係者が来ている話すと、彼らはインド太平洋についてどういう形で絡んでいくか。EUもやはり戦略的コンパスで、NATOも新しい新戦略を出した中で、インド太平洋、アジアについてどうやって関与していくかということについて模索しています。恐らく軍事的な物理的な協力関係というのは難しいのですが、私はやはり新領域、宇宙、サイバー、この領域については、国境を越える脅威ということなので、原則的に武力行使を前提としたものではないので、この分野は私、ひょっとすると欧州と関係強化することができるのかな。それは当然アメリカ、欧州、日本という三極というか、トライラテラルの関係の中でできるのかなというように思っています。

2番目の民間アセットの防護については、すみません、私はこれについてはなかなか難しいと思います。多分いろいろ法律的な所もありますし、実際の攻撃が起きた時にどう対応するかということも考えておかなければいけないということだと思いますが、ただ、私がつがあるとすると、やはり青木先生の御議論でもあったように、国際規範とかルールを早めにやって作っておく。だから、例えば民間、ある程度軍と一緒に活動しているような民間アセットについては、攻撃、要するに軍事目標と認めるということで、攻撃対象にはなるのですけれども、それを今度、例えば相手国、攻撃する側からある程度証明できなければ、それは要するに国際ルールに違反するのだというような所をしっかりと決めておかないと、民間アセットが、戦争が始まった瞬間に恐らくみんな全部やられるような形になりかねないので、そこがポイントかなというように思っています。

あと今回のウクライナについては、戦争という言い方はしてないのですね。先週やっとならロシアの高

官が戦争と言及したと言われて、いわゆる特別な軍事作戦と言われている中で、非常に戦争状態でもないのに、この辺、ちょっと私、よく分からないのですけれども、こういうグレーゾーンで果たしてどういう区分ができるのか、区別ができるのか、考え方の整理ができるのかという所も議論しなければいけないのですが、なかなか難しいでしょうか。

○石井由梨佳委員 私から2つ、質問というかコメントといいますか、申し上げたいのですけれども、1つ目は、今、お話のあった民間アセットの防護についてです。

これにつきましては、幾つか課題があるのかなと思っておりまして、特に国際的武力紛争時における民間のアセットをどのように防護するののかという話でして、今、防護のお話がメインになっていましたけれども、さらに課題として考えられるのは、まず1つ目は民間商業衛星に対して、それを軍事的に用いる時に、それが攻撃されるというおそれがあることを踏まえて、攻撃された場合に補償をどのようにするのかという問題かと思えます。企業側としては、武力紛争時において役務を提供する社会的なインセンティブはあるのだけれども、しかし、経済的にせっかく投資して作ったものが攻撃されて損害を被ってしまうのは回避しなくてはいけないということで、そういった補償がないと結局役務提供できなくなってしまうおそれもあるのかなと思っておりまして、どのような基準で、こういった条件で、どこの国が補償するのかという話は必要なのかなと思っています。

それが1つ目でして、もう一つが商業衛星をどのように防護するののかという前に、技術的な標準であるとかベストプラクティスを策定して共有しておくことも必要なのかなと思っています。こういった議論は進んでいるというように言いましたけれども、日本においては、こういった議論はされているのか、ちょっと確認させていただきたいのと、将来的にどのように動いていくのか、もしお考えがあればお伺いしたかった所です。

これが1つ目の御質問でして、ジュネーブ第一追加議定書の58条の中で紛争当事国の義務として、自国の支配下にある民用物を軍事目標の近傍から移動させるように努めること。それから、自国の支配下にある民用物を軍事行動から生ずる危険から保護するために、その他の予防措置を取ること。こういったことは加盟国の義務として義務付けられていることだと思えますので、何か民用物を危険にさらすことはしてはいけないとなっているはずですが、ただ、民間アセットを要するにその軍事目的で使うということは、民用物ではなくて軍事目標になってしまうリスクを負わせてしまうということでした、それが58条に合致しているのかということは議論になっています。なので、使う場合にはそういった58条の遵守についても遵守をちゃんとできているのかということも確保しなくてはいけないのかなと思っています。

すみません、2つ目はコメントなのですけれども、以上2つ、申し上げました。特に第1の補償であるとか、あるいは衛星の保護するための標準であるとか、そういったものについてお考えがあればお伺いできれば。

○長島氏 今回、恐らく民間の企業でMaxar Technologiesとか、アメリカの商用衛星の3社とHawkEyeと、あとサイバーでいうとMicrosoftだと思うのですね。これは多分分からないのですけれども、協定文書を結んだのか、結ばないのかという話、うわさは聞いていまして、アメリカ政府との間ですね。事前にそういう協定文書を与える、もしくは金銭的なものを与えているということが一つ

あると思います。

もう一つは、要するに民間が関わっている。例えばTIKTOKとか今回のSNSなんかでは完全に認知戦の主戦場になっているわけですね。いわゆるロシアの偽情報をやはりSNS等を使って即座に否定することによって、ロシアの戦い方をやりにくくさせるという。ですので、では、これを要するにSNSの会社がロシア側を攻撃するのかといったら、今回多分ロシア側も手が回り切らなかったというのも恐らくあると思うのですね。ですので、お答えになっているか分かりませんが、恐らくその分別、要するに攻撃する側がどういう判断でやっているかということが分からないと難しいのかなというのは、すみません、私の正直な実感です。

あともう一つの2番目の方につきましては、私の専門ではないのですが、一つは民間に対しても情報共有を積極的に行うことが必要だと思います。例えば、宇宙の司令部ですね。CSpOCとかそういう所に民間の企業の人たちも一緒に活動しているというように承知していますけれども、そういう形で積極的に入ってきてもらって情報を共有しておく。それによって要するに自ら民間のアセットも民間自ら守るというような準備をするということは大事なのかなというように感じています。

○鈴木部会長 今の点について、やや補足というか、問題設定の仕方についてちょっとコメントさせていただくと、現在起こっている実際の武力紛争の当事者はロシアとウクライナなのですよ。アメリカではないのですよ。だから、そこはまたややこしくて、つまり、アメリカ政府がアメリカの民間企業とどういう契約を結ぶのかというのは、これはアメリカ政府がその民間企業のサービスを使ってウクライナに何を提供するかということになっていて、間接的な関与なので、これはまた軍事的な行為というように必ずしも割り切れない部分があって、ゆえに、このジュネーブ条約の適用についても果たしてどこまでがその範疇に入るのかというのが極めて難しい問題で、実際の軍事的な行動に寄与する形にはなっているのだけれども、当事者のウクライナから発注されているものではないみたいな、そういうややこしさがあるので、ここはさらに複雑な状況の中で、今、恐らく民間アセットをどう守るかみたいな話をする時に、ロシアが何を敵として認識するかということと、実際の交戦国というのが合致しないという謎の状況が起きるとい難しさもまたあるということと言えるのかなというように思います。

○石井満委員 私、感想めいた所になってしまうかもしれませんが、今の正に民間アセットの保護の方法の話なのですが、私が思っているのは、米軍を含めて民間をどんどん使っていこうという流れになっていて、日本国、防衛省を含めて恐らく自分で全てを持ち、全てを運用し続けるというのは難しいのではないかなと思っています。ゆえに、民間のものを使っていかざるを得ない、使わないと多分作戦運用はできない時代になってくると思うのですね。そうすると、では、民間アセットは壊されていいのか、放っておいていいのかと当然議論になるのですが、それは多分なくて、守らざるを得ないという方向に絶対なるのではないかなと思っていますので、個人的な話になるかもしれませんが、やはりこういった場がふさわしいのか分かりませんが、どうしていくのか、どう守るのかというのをやっていかないといけないのかなと思いますというのが感想です。

あともう一つは、民間もやはりいろいろ協力していかなければいけないのではないかなと思っています。特に平時はすなわちサイバーアタックを常に受けている環境下にあると思うのですけれど



も、あるいは電磁波攻撃を受ける可能性がある環境下にあると思うのですが、そういったものに対応できるような仕組みをやはり持つべきだと。例えば業者側からリクエストすべきなのかもしれない。ただ、それはコストが掛かりますので、そのコストをどうするのかという議論をしないといけませんし、コントロールする地上設備も場所を幾つか用意しておくとか、仮にある拠点が得られても仮のアンテナを設置して遠くからコントロールするとか、いろいろな方法はあると思うのですが、それは全部コストが掛かってくるので、そういった事前の有事の前の段階をどうすべきか、有事の後、有事の定義を決めなければいけないですが、有事でどうすべきか、民間はどうすべきか、こういった議論が多分必要なのではないかなというように思いました。

○遠藤委員 核抑止と同様で、日本が独自で抑止能力を持つことというのは宇宙において可能なのか、宇宙抑止は何かという定義を先ほどおっしゃられたのですが、その辺りはどう保っていくのかということがやはり難しいなと感じた次第です。

民生の力を利用する、もしくは学の力を利用するといった時に、抑止が定義付けられると特に学の方をどうやって巻き込んでいくのか。従来の古典的な軍事企業を除く部分を平和利用とか民生利用を超えて日本においてもたらしめていくことの難しさをどうやって排除すればいいのか、今の防衛費予算の話とも絡むのですけれども、そこが極めて難しいなと思った次第です。もしコメントがあればお願いします。

○長島氏 基本的には宇宙だけではなくて、サイバー、あと認知戦の領域においては、単独で戦うことはできないと思っていて、アメリカ側も基本的にはもう宇宙を聖域化できない。これからは多国間で抑止していくという。広大でありますし、面積も広大ですし、やはり協力していかないといけないということでもありますので、そうすると、恐らく日本だけが宇宙抑止というのではなくて、基本的に重心は多国間協力の中でどういう役割を果たすかによって、結果的に言うと抑止能力を高めるといった考え方なのかなというように思っています。

それが1つ目でありまして、2つ目がやはり学のことについては、今、すみません、私はNATOが専門なのでNATOの動きを見てると非常に興味深いのです。彼らもやはりNATOの新戦略の中でもEDT、いわゆる新興・破壊的技術については最優先にしていますし、そこでやはり中心にあるのが産官学民の要するに協力というものです。これは勝手にというか、ある意味、宇宙空間は戦闘空間と言っていて、作戦領域であるし、自衛権という話なのですが、最初にお話したように、もともとそうではなくて、ここは国際公共財なのだと、基本的には宇宙空間を守るのではなくて脅威を排除してみんなが自由にアクセスして使える空間なのだとすることにすれば、そこはちょっと話が違ってくるかなと思っていて、そうしますと、先ほどの御質問で言うと、安全保障の考え方が変化して、やはり守るべきものが変わっていく中でそこは学の方にも理解してもらおうということなのかなというように思っています。

○鈴木部会長 私は、宇宙抑止という言葉がとてもではないけれども、余り受け入れられる概念ではないと思っていて、宇宙だけで抑止はできないのです。宇宙というのは今回、ウクライナの状態を見ても、結局例えばASATは行われてないのです。DA-ASATはやってないのですけれども、それはなぜかという、要するにまずは第一にアメリカが当事者でない。ウクライナは宇宙のA

セットを持ってないわけですね。ウクライナはロシアのアセットを攻撃することはできないので、その能力はないので、結局、宇宙で今回ロシアとウクライナの間で宇宙における攻撃というのが起こってないということをもってして抑止の話をするというのは微妙なところがあって、核抑止をそのまま宇宙抑止と読み替えるのはやはり限界があるだろうと。

なぜならば、抑止の基本というのは相手が受け止められることができないほどの有効な反撃を行われるという恐怖心がなければいけないのですが、宇宙のアセットがなくなったって誰も怖くないのですよ。要するに宇宙のアセットを失うことが恐怖にならない以上、宇宙だけで抑止が起こらないのですよね。だから、それはやはり宇宙のアセットを攻撃した結果、それがエスカレートして核抑止なり核戦争なりにエスカレートするおそれがあるから抑止になるのですよね。

だから、そういう全体の文脈の中でこの抑止というのは考えなければいけなくて、その全体の文脈の中で宇宙はどういう役割を果たすのかという所が多分ポイントになると思うので、やはり宇宙における抑止のことを考えるに当たって、そうした宇宙だけで抑止が成立するのではなくて、宇宙がいかにしてエスカレーションラダーの中に位置付けられるかという考え方の中で全体の抑止、核抑止を含む全体の抑止の中で宇宙のアセットをどうやって守るかとか、どういう形で宇宙のアセットに対する攻撃を抑止するかという考え方になるべきだろうというように思っています。

同時に、やはり費用対効果という観点で言っても、宇宙がもたらす費用、例えば衛星を攻撃するための費用というのは実はものすごく軽いのですよね。これに対して、宇宙のアセットを失わせることによって得られる効果というのはかなり大きいので、費用対効果で言うと宇宙は常に攻撃の対象になり得るといって性格を持っていて、ゆえにサイバーを含む宇宙に対する物理的、非物理的な攻撃というのは考えられる。ゆえに抑止が必要だ。しかし、宇宙だけで抑止が成立するわけではないので、私の衛星を落としたりおまえの衛星を落としてやるという話にもならない、こういう所が多分一つのポイントだろうと思っています。

なので、少しこの宇宙の抑止というものをそういうように捉え直した上で、宇宙だけの抑止で議論すると多分何となく話が落ち着かないというか、かみ合わない所があるので、恐らく安全保障戦略全体の中での抑止戦略全体中での宇宙という、こういう読み方で我々は考えるべきではないかなというのが私のコメントとさせていただきたいと思います。

○長島氏 正に御指摘の点というのは今回、宇宙抑止を考える時に一番大きな点になりました。ただ、今回、やはりハイブリッド戦争を何で御説明させていただいたかという、まさにアメリカの新しい国防戦略になっている、要するに統合抑止。各領域を使いながらシームレスに戦うという言い方をしているのですね。言ってしまうと、宇宙もサイバーも現実空間も、恐らく境目なく戦うという概念だと思うのですね。そうすると、恐らくおっしゃるように宇宙抑止というのは多分意味がなくなるかもしれない。ただ、そこで諸元ごとに考えていくということをもとめるということもあるのかなと。それを最終的には仮想空間と現実空間の戦い方の中にどう位置付けていくかということになると思うので、これは是非戦略とかドクトリン、こういうものは作っていくということは大事なのかなというように思っています。

○鈴木部会長 それは全くそのとおりだと思いますが、今回のウクライナの件を見ても仮想空間だ

けで終わることはなくて、やはり最後はどれだけ血を流すかみたいな話になってくるので、その辺の所もこれからを含めて宇宙安全保障の問題、抑止の問題というのは宇宙にとどまらない話なのだとすることを踏まえた上で議論が進めばというように思っています。

以上